

住宅用火災警報器Q & A

Q 住宅用火災警報器って何?

A 住宅用火災警報器とは、天井や天井近くの壁に取り付けて、火災による煙や熱を自動的に感知し、音や音声で知らせるものです。これにより就寝中等でも火災に早く気づき避難や消火等、早い対応をとることができます。

Q なぜ住宅用火災警報器が必要なの?

A 全国の住宅火災による死者のうち約6割が逃げ遅れで亡くなっており、その多くが65歳以上の高齢者です。火災を早期に発見し逃げ遅れによる悲しい事故を防ぐため、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

Q いつまでに付ければいいのか?

A 新築の住宅は、平成18年6月1日以降に建築されるものに、既存の住宅は、津市では平成20年5月31日までに設置することが義務付けられました。まだ付けていない方はできるだけ早く設置してください。

Q 設置しなければならない住宅は?

A 住宅用火災警報器を設置しなければならない住宅は、戸建住宅に限らず、アパート、マンション、併用住宅なども該当します。

Q だれが取り付けの?

A 住宅の所有者・占有者・管理者に設置の義務があります。アパートなどの賃貸住宅では、家主と借主の賃貸契約等により異なりますので、両方で話し合って決める必要があります。

Q マンションにも必要なの?

A 必要です。ただし、自動火災報知設備やスプリンクラー設備が法令基準どおりに設置されている場合は、改めて住宅用火災警報器を設置する必要はありません。

Q

どんな種類のものを付ければいいのか？

A

●寝室・階段・・・煙に反応する煙式が義務付けられています。

●台所・居間等・・・煙式、熱式どちらも大丈夫です。

煙式では、魚を焼いた時など料理で出る煙に反応する場合があるので台所には熱式を推奨しています。

Q

どこに付ければいいのか？

A

寝室に取り付けてください。寝室が2階以上にある場合は、階段の上部にも取り付けてください。また、寝室でない4畳半以上（床面積が7㎡以上）の部屋が5つ以上ある場合には、その廊下にも取り付けが必要です。

設置義務はありませんが、台所にも設置すると安心です。

Q

どこで買えるの？

A

お近くのホームセンターや電器店、防災設備取扱店等で取り扱っています。

電池式のものであれば、数千元～1万円の価格帯が中心となっています。

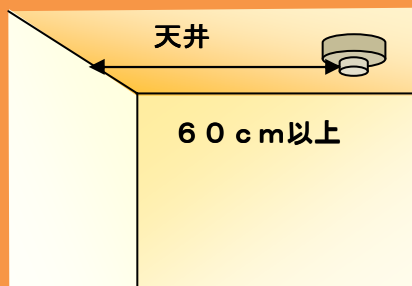
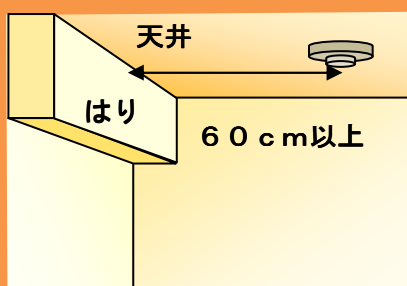
Q

取り付け時の注意点は？

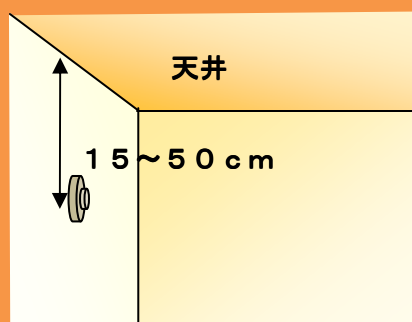
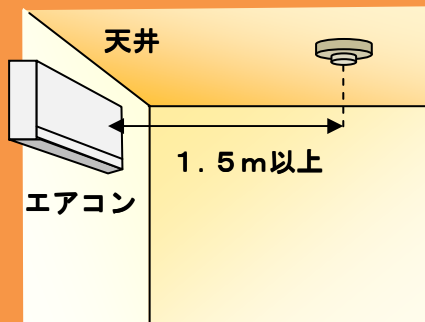
A

煙をいち早く感知できるように、天井や壁の隅から離して取り付けます。

エアコンや換気扇などの吹き出し口からも離して取り付けてください。



※天井に設置するときは、警報器の中心を壁や、はりから60 cm以上離して設置しましょう。



※エアコンや換気扇の吹き出し口付近では1.5 m以上離して設置しましょう。

※壁に設置するときは、天井から15 cm～50 cmに警報器の中心がくるように設置しましょう。